

議案第6号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例

町長、副町長及び教育長の諸給与条例（昭和28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1町長の項中「756,100円」を「758,400円」に改め、同表副町長の項中「618,500円」を「620,400円」に改め、同表教育長の項中「524,400円」を「526,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の町長、副町長及び教育長の諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の町長、副町長及び教育長の諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第74号）の施行に伴い、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給料月額の上昇をするため、町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正する必要がある。

令和6年3月14日原案可決